

大切なお知らせ



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金
のご案内子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等
(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

② **令和3年度住民税(均等割)が非課税**の方
または
**令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター

0120-811-166 (受付時間:平日9:00~18:00)詳しい申請方法は、お住まいの市区町村の「子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外)担当窓口」までお問い合わせください。

3. 給付金の支給手続き

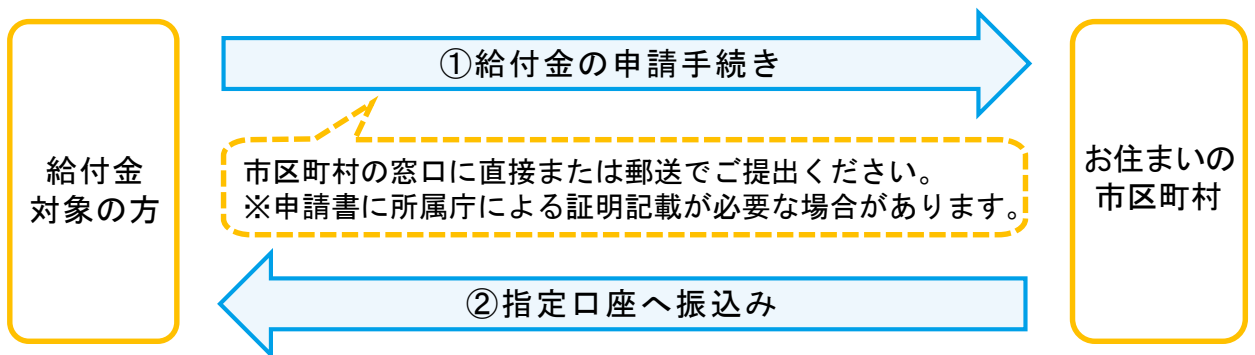
I. 令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和3年4月分の特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。
※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否を申し出てください。

II. 上記以外の方

(例) 児童手当の受給者や高校生を養育している方で住民税非課税の方

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市区町村の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 令和3年度住民税（均等割）が非課税で、児童手当4月分を受給した、または5月分以降の児童手当の受給資格の認定を受けたことを要件として申請する場合は、お住まいの市区町村指定の申請書に所属庁より児童手当の証明を受ける必要があります。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



【ご注意ください】

- ※ 本給付金はお住まいの市町村指定の申請書様式により、当該市町村に対して申請を行う必要があります。市町村のホームページ等により申請手続、申請期限、留意事項等を必ず確認してください。
- ※ 所属庁から児童手当の証明を受ける場合、4月分の児童手当の受給状況の証明は、4月分の児童手当の支給を受けた所属庁より、令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定を受けたことの証明は、受給資格の認定を受けた所属庁よりその証明を受けてください。
- ※ 所属庁へ申請する際には、予め、所属庁記載欄以外の記載事項を全て記載してください。